

議案第 1 0 6 号

瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

一般職の任期付職員の給与改定等をする必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
の一部を改正する条例

瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
（平成 2 9 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	383,500円
2	432,200円
3	483,700円
4	551,500円
5	626,100円
6	712,400円

第5条中「100分の160」を「100分の167.5」に、「100分の165」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行し、この条例による改正後の瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(令和7年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和7年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第5条において適用する瑞穂町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）第16条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の40」とする。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表

新	旧																												
第1条から第3条 略 (給与に関する特例) 第4条 略 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td><td><u>383,500円</u></td></tr> <tr> <td><u>2</u></td><td><u>432,200円</u></td></tr> <tr> <td><u>3</u></td><td><u>483,700円</u></td></tr> <tr> <td><u>4</u></td><td><u>551,500円</u></td></tr> <tr> <td><u>5</u></td><td><u>626,100円</u></td></tr> <tr> <td><u>6</u></td><td><u>712,400円</u></td></tr> </tbody> </table> 2から5 略 (特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用) 第5条 特定任期付職員に対する瑞穂町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号。以下「給与条例」という。)第2条第1項、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第23号。以下「任期付職員採用条例」という。)第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「第10条の2の規定に基づき指定する職員」とあるのは「第10条の2の規定に基づき指定する職員又は任期付職員採用条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の110」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、「100分の115」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。 第6条及び第7条 略	号給	給料月額	<u>1</u>	<u>383,500円</u>	<u>2</u>	<u>432,200円</u>	<u>3</u>	<u>483,700円</u>	<u>4</u>	<u>551,500円</u>	<u>5</u>	<u>626,100円</u>	<u>6</u>	<u>712,400円</u>	第1条から第3条 略 (給与に関する特例) 第4条 略 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td><td><u>371,000円</u></td></tr> <tr> <td><u>2</u></td><td><u>418,100円</u></td></tr> <tr> <td><u>3</u></td><td><u>467,900円</u></td></tr> <tr> <td><u>4</u></td><td><u>533,500円</u></td></tr> <tr> <td><u>5</u></td><td><u>608,100円</u></td></tr> <tr> <td><u>6</u></td><td><u>691,900円</u></td></tr> </tbody> </table> 2から5 略 (特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用) 第5条 特定任期付職員に対する瑞穂町職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号。以下「給与条例」という。)第2条第1項、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに瑞穂町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第23号。以下「任期付職員採用条例」という。)第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「第10条の2の規定に基づき指定する職員」とあるのは「第10条の2の規定に基づき指定する職員又は任期付職員採用条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の110」とあるのは「<u>100分の160</u>」と、「100分の115」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。 第6条及び第7条 略	号給	給料月額	<u>1</u>	<u>371,000円</u>	<u>2</u>	<u>418,100円</u>	<u>3</u>	<u>467,900円</u>	<u>4</u>	<u>533,500円</u>	<u>5</u>	<u>608,100円</u>	<u>6</u>	<u>691,900円</u>
号給	給料月額																												
<u>1</u>	<u>383,500円</u>																												
<u>2</u>	<u>432,200円</u>																												
<u>3</u>	<u>483,700円</u>																												
<u>4</u>	<u>551,500円</u>																												
<u>5</u>	<u>626,100円</u>																												
<u>6</u>	<u>712,400円</u>																												
号給	給料月額																												
<u>1</u>	<u>371,000円</u>																												
<u>2</u>	<u>418,100円</u>																												
<u>3</u>	<u>467,900円</u>																												
<u>4</u>	<u>533,500円</u>																												
<u>5</u>	<u>608,100円</u>																												
<u>6</u>	<u>691,900円</u>																												

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行し、
この条例による改正後の瑞穂町一般職の任
期付職員の採用及び給与の特例に関する条
例(以下「改正後の条例」という。)第4条第
1項の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(令和7年3月に支給する期末手当に関する
特例措置)
- 2 令和7年3月に支給する期末手当の額は、改
正後の条例第5条において適用する瑞穂町
職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3
号)第16条第2項中「100分の25」とあるのは
「100分の40」とする。
(給与の内払)
- 3 この条例による改正前の瑞穂町一般職の
任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の規定に基づいて支給された給与は、
改正後の条例の規定による給与の内払とみ
なす。